

たいゆう かわら版

発行 横手市大雄地域局

大雄地域課 ☎ 0182-52-2111 FAX 0182-52-3906

大雄市民サービス課 ☎ 0182-52-3905 FAX 0182-52-3925

秋の叙勲

瑞宝単光章に小松高義氏

今年の秋の叙勲で、小松高義氏（藤巻・68歳）が瑞宝単光章【消防功労】を受章されました。

小松氏は昭和50年1月に大雄村消防団に入団し、同年8月には歴史に残る大雨被害で大上橋の流出を経験。その教訓から火災に限らず、災害が発生した際は率先して被害の拡大防止に努め、団員の士気高揚に貢献しました。

平成15年1月には分団長、市町村合併後の平成21年には大雄消防団副団長に就任し、平成29年までの42年間団員として活動されました。現在も機能別団員として活動しており、長年の消防活動に尽力された功績が高く評価され、今回の受章となりました。



元大雄消防団副団長
小松 高義 氏

スポーツ推進委員

岡根スポーツ推進委員に文部科学大臣表彰

スポーツ推進委員をはじめとして地域スポーツの推進に功績が顕著な方を表彰する、スポーツ推進委員功労者表彰が11月16日に青森県で行われ、岡根弘幸氏（向）が文部科学大臣表彰を受賞されました。

岡根氏は平成元年から推進委員を務めており、平成17年からは横手市スポーツ推進委員会委員長に就任。市全体の地域スポーツの活性化への尽力、発展への貢献が高く評価されました。



岡根 弘幸 氏

農業委員

佐々木農業委員に県農業会議会長表彰

農業委員として農業の発展に貢献した方を表彰する、秋田県農業会議会長表彰が11月4日に行われ、佐々木秀一氏（三村）が会長表彰を受賞されました。

佐々木氏は平成21年から現在まで15年間にわたって横手市農業委員を務め、市の農業情勢の発展・改善に長年尽力されたことが高く評価され、今回の受賞となりました。



佐々木 秀一 氏

地域の話

第146回秋田県種苗交換会 学校農園展 大雄小学校『大雄っこ園芸部』が最優秀賞を受賞

11月2日から6日に潟上市で行われた種苗交換会の学校農園展の部で、大雄小学校の『大雄っこ園芸部』が最優秀賞・秋田県知事賞・NHK秋田放送局長賞の3つを受賞しました。ふるさとの田畑と食のつながりをほ場を通じて理解する活動が高く評価されたものです。

『大雄っこ園芸部』は4年生から6年生までの14人が所属していて、土づくりや畝たてなどを市園芸振興拠点センターの指導員から教わりながら本格的な野菜栽培に取り組みました。

夏休みには家族を招待して、収穫した野菜を使った料理を振る舞う『グルメ大作戦』を開催。『夏の野菜たっぷりランチ』をみんなで味わいました。

大雄の原風景ともいえる田畑と触れ合い、土づくりから収穫、料理までを経験した子どもたちの今後の農業との関わりが楽しみです。



大雄っこ園芸部の皆さん



日々の観察も大切です

大雄野球スポーツ少年団が全国大会に出場します

3月から9月まで予選リーグが行われていた『オールジャパンベースボール・秋田県リーグ(小学部)』の決勝が11月12日に行われ、大雄野球スポーツ少年団が見事優勝を果たしました。

大雄野球スポ少は、12月25日から27日まで三重県伊勢市で開催される全国大会『第4回お伊勢さん杯PRIDE JAPAN全国選抜学童軟式野球大会』に出場します。



大雄野球スポーツ少年団の皆さん

ゆとりおん大雄からのお知らせ

ご予約・お問い合わせは ☎52-2188

年末年始の営業時間のご案内

★大みそか(12月31日)

温泉入浴：午前9時～午後7時

ほっぷ亭：午前11時30分から午後2時

★元旦(通常営業)

温泉入浴：午前9時～午後9時

ほっぷ亭：午前11時30分から午後2時

大雄イルミネーション2023

場所／大雄地域局前

点灯式

日時／12月2日(土) 17:00～

イルミネーション

期間／12月2日(土)～12月26日(火)

時間／17:00～22:00

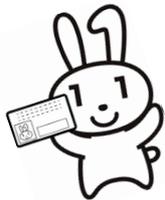
健(検)診

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905



健(検)診で要受診・要精検になった方へ

健(検)診結果で、精密検査が必要と判定された方には『結果返信票』や『精検依頼書』を同封しています。健康のためにできるだけ早く医療機関を受診し、治療が必要かの確認をしてください。



マイナンバー

大雄市民サービス課市民生活係 ☎52-3905

お買い物ついでに
マイナンバーカードをつくりませんか？

- ◆場 所／イオンスーパーセンター横手南店 2階特設会場
- ◆期 間／12月16日(土)～18日(月)
- ◆時 間／午前10時～午後4時 ※18日(月)は午後3時まで
- ◆内 容／無料で写真撮影をして申請をサポートします。
- ◆持ち物／カードの受取方法で持ち物が違います。



【自宅への郵送】マイナンバーの「通知カード」または「個人番号通知書」、顔写真付き本人確認書類など

【窓口受け取り】本人確認書類 1点

お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

市ホームページID1002710

高齢者等雪下ろし費用助成の申請を受け付けています

◆対象世帯

- ・65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害者年金、自立支援医療を受給している方
- ・義務教育終了前(15歳以下)の児童がいる母子世帯

◆作業内容

- ・住宅の屋根の雪下ろし費用、排雪にかかる費用
※事業所のほか、個人の方(三親等以内の親族は除く)や共助組織へ依頼した場合も対象となります。

◆手続きの流れ

利用登録申請

作業前に、市に「利用登録申請書」を提出してください。
令和6年2月29日まで

作業者へ依頼

利用者が直接作業者に依頼してください。

費用助成申請

「費用助成申請書」に領収書を添えて市へ提出してください。
令和6年3月29日まで

助成額

- 市県民税非課税世帯
1回につき経費の1/3の額
- 市県民税均等割のみ課税世帯
1回につき経費の1/6の額

※1回につき上限50,000円、利用は年度内に5回まで

※市で作業料金は統一しませんので事前に作業者に確認ください。

冬道の確保にご協力をお願いします

市では万全の体制で冬期間の道路確保に努めています。除雪作業をスムーズに行うため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

❄️ スムーズな除排雪作業のためにご協力ください

<p>道路への雪出し禁止</p>  <p>道路に宅地内の雪を出さないでください</p>	<p>路上駐車禁止</p>  <p>路上駐車やみ出して車を止めないでください</p>	<p>間口除雪への協力</p>  <p>玄関先の間口除雪は各家庭でお願いします</p>
<p>落雪は放置しない</p>  <p>スムーズな除雪作業、通行のためご協力ください</p>	<p>流雪溝のフタは閉める</p>  <p>子どもの転落事故や除雪車の事故を防ぐためです</p>	<p>除雪車に近づかない</p>  <p>除排雪作業中の除雪車に近づくのは大変危険です</p>

❄️ ルールを守った除雪をお願いします

屋根等から道路への落雪の放置、自宅敷地内から道路への雪出し等については、次の法令に違反する可能性がありますのでおやめください。

- ・ 道路法 第43条2項
みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をしてはならない。
違反すると⇒ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・ 道路交通法 第76条3項
交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
違反すると⇒ 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金